

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月30日

福島県知事 内堀雅雄 殿

提出者

住 所 福島県南会津郡南会津町長野字長野119番地

氏 名 有 限 会 社 星建材運輸

代表取締役 星 信雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0241-62-4868

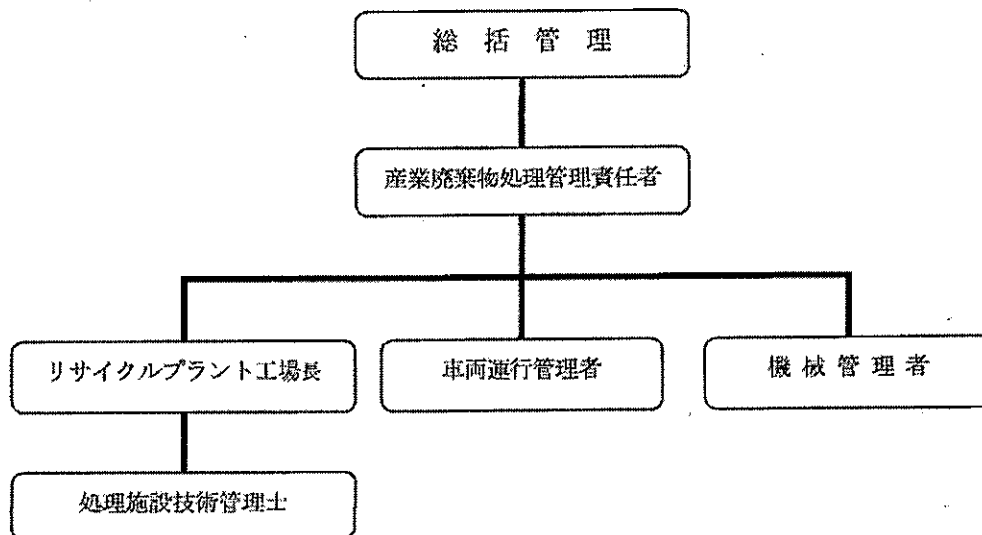


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有 限 会 社 星 建 材 運 輸
事業場の所在地	福島県南会津郡南会津町長野字長野119番地
計画期間	令和7年4月～令和8年3月(1年間)
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般区域貨物運送業・建設業・産業廃棄物処理業
② 事業の規模	土木工事業、ダンプトラックによる運送事業、産業廃棄物の収集および処理業
③ 従業員数	41人[令和6年3月末現在]
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事等からの廃棄物 ↓ 廃棄物の種類ごとに分別する ↓ リサイクル可能な物とリサイクル出来無い物に分別しリサイクル出来ない物は最終処分場行となる

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	排 出 量	8.54 t	59.15 t
	(これまでに実施した取組) 排出現場(解体工事等)における機械・手作業による分別。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	排 出 量	20 t	150 t
	(今後実施する予定の取組) 排出現場(解体工事等)における機械・手作業による分別		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別の徹底

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	59.15 t
	（これまでに実施した取組） 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 金属くず 有価物として売却		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	20 t	150 t
	（今後実施する予定の取組） 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 金属くず 有価物として売却		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 金属くず 有価物として売却		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	20 t	150 t
	（今後実施する予定の取組） 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 金属くず 有価物として売却		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 金属くず 有価物として売却		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 金属くず 有価物として売却		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	全処理委託量	8.54 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	7.59 t	— t
	（これまでに実施した取組） 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 または埋立処分（0.95 t） 金属くず 有価物として売却		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	金属くず
	全処理委託量	20 t	150 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	15 t	150 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	5 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 繊維くず 燃料として再利用し、再利用出来ない物は焼却処分 金属くず 有価物として売却		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。